

令和6年度科学技術分野の文部科学大臣表彰  
《推薦要領の主な変更点》

**【共通】**

- 推薦要領を賞・部門ごと（科学技術賞5部門（開発、研究、科学技術振興、技術、理解増進）、若手科学者賞、研究支援賞、創意工夫功労者賞）に分冊化。
- 申請書類に、科学技術分野の文部科学大臣表彰／叙勲・褒章の表彰歴を記載する様式を追加。

**【科学技術賞・若手科学者賞・研究支援賞 共通】**

- 原則として、本人確認のための提出書類を住民票に変更（旧姓使用を希望する場合等は戸籍抄本を提出）。

**【科学技術賞・若手科学者賞 共通】**

- 科学技術賞研究部門及び若手科学者賞の申請書類の主要業績に「著書」を記載できるよう様式を変更。

**【科学技術賞】**

- 以下の部門について、受賞目安数を以下のとおり変更。
  - ・科学技術賞技術部門 20件
  - ・科学技術賞研究部門 50件
- 申請書類の主要業績に記載する特許・論文等について、各候補者の貢献度を記載するよう様式を変更。

**【研究支援賞】**

- 研究支援賞の対象となる業績の考え方（研究開発活動との区別）について、明確化。

**【創意工夫功労者賞】**

- 候補者の学歴・職歴要件を以下のとおり変更。
  - ＜学歴＞制限なし。
  - ＜職歴＞同一の職域に通算5年以上勤務していることを要する。
- 推薦可能件数について、1事業所につき10名以内かつ5業績以内に変更。